

○中村のりゆき委員長 ただいまから、花咲スポーツ公園・新アリーナ等再整備事業計画に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、これより、花咲スポーツ公園再整備事業及びこれに関する事業に関する調査に入ります。

ここで、本日、理事者から提出された資料に基づき、説明を受けることといたしますが、本日の場合、ちょうど 1 時間近くかかるということもありますので、理事者には着席のまま説明していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中村のりゆき委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 ただいま委員長から許可をいただきましたので、以後、着座にて御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、花咲スポーツ公園並びに新アリーナに関わるこれまでの経過につきまして御説明申し上げます。

説明に当たりましては、花咲スポーツ公園再整備事業等のこれまでの経緯と題した資料の一番右、備考欄に記載しております経済建設常任委員会での報告順に御説明させていただきますが、説明は資料作成時のものとし、その後の状況の変更等については含んでおりませんので、御理解いただきますようお願い申し上げます。また、関連する事項はまとめて説明させていただきます、御覧いただく資料につきましては、都度、資料番号を申し上げますので、併せて御覧ください。

それでは、令和 5 年 9 月開催の委員会の報告事項から順に御説明させていただきます。

まずは、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースの検討結果につきまして御説明いたします。花咲スポーツ公園のあるべき姿の検討を行うため、本市と包括連携協定を締結する株式会社コンサドーレと市内の関係部局による、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォースを設置し、5 回の会議を経て取りまとめた報告書となっております。なお、この報告書につきましては、あくまでも市の内部的な検討の結果でありまして、市としての最終的な意思決定ではありませんので、その旨御理解ください。資料につきましては、資料番号 1-1、花咲スポーツ公園等再整備タスクフォース報告書（概要）となりますが、こちらの資料は、後ほど御覧いただくこととし、ここではその概要について御説明申し上げます。

花咲スポーツ公園並びに総合体育館につきましては、施設の老朽化や新たなニーズへの対応、それらの再整備に係る費用負担等を課題とし、再整備の方向性としては、北北海道のスポーツ拠点として計画的な再整備を行うとともに、スポーツをするだけでなく、観戦や応援に訪れた方が一緒に楽しめるなど、施設の更新や維持管理、運営手法について検討を進めること。総合体育館は市民利用を途切れさせないことを最優先とし、地域企業を含めた仕組みで、民間資金や建設手法を活用した興行の実施によるプロフィットセンターとしての機能を持つアリーナへの建て替えが示され、さらに公園全体の再整備のイメージ等も検討されております。

次に、花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定について御説明いたします。令和5年9月のタスクフォース報告書を踏まえ、庁内での検討やスポーツ団体との意見交換、意見提出手続を踏まえ、令和6年3月22日に花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定いたしました。策定に至る基本構想案及び意見提出手続等につきましては、資料番号2-3及び3-2を後ほど御覧ください。

ここでは、資料番号3-1の花咲スポーツ公園再整備基本構想のうち、新アリーナ基本構想について御説明いたします。資料の7ページを御覧ください。まず、総合体育館の課題といたしまして、耐震基準を満たしていないことや代替施設がないこと、スポーツ施設が不足していること、財源確保などと整理しております。これを踏まえまして、方向性として、花咲スポーツ公園内に建て替えること、東光スポーツ公園の複合体育施設と併せて市民スポーツ推進の受皿とすること、多目的な用途に対応したプロフィットセンターを検討すること、災害時の防災拠点機能の強化を検討すること、整備コストの縮減や平準化等のための民間活力の活用を検討すること、花咲スポーツ公園全体の再整備の中心となる施設とすることとしております。令和5年度の花咲スポーツ公園再整備基本構想の策定を踏まえ、令和6年度から観光スポーツ部にスポーツ施設整備課を設置し、新アリーナ整備等に向けた事務を進めております。令和6年度につきましては、新アリーナ等基本計画の策定及び官民連携導入可能性調査を実施しております。

花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画につきましては、市民アンケートやスポーツ団体アンケート、ヒアリング、意見提出手続を実施し、令和7年3月31日に策定しております。なお、基本計画（案）に対する意見提出手続に関する内容につきましては、資料番号4-2及び6-1を後ほど御覧ください。

それでは、新アリーナ等基本計画の内容につきまして御説明いたします。資料番号6-2、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画概要版を御覧ください。本基本計画は、花咲スポーツ公園再整備基本構想で方向性が示された新アリーナの整備に向け、施設に必要な機能や規模の設定、公園内での配置、新アリーナに付随して整備する新たなにぎわい施設の整理等を行い、今後の施設の設計に向けた諸条件を取りまとめることを目的として作成したものであります。資料の4ページを御覧ください。基本計画案に示した新アリーナの機能、規模につきましては、メインアリーナは競技面積が2千200平方メートル、バスケットボールコート2面が確保できる規模で、観客席は固定席に加え、移動観客席等を含め約5千席を確保する予定としており、サブアリーナ、格技やダンス、健康教室等に利用できる多目的運動室、ウォーキングや筋トレができるトレーニングルーム、幼児の運動等に利用できるキッズルームを計画しております。このほか、プロスポーツの試合やイベント開催も想定した照明設備や音響設備、大型映像装置の設置についても計画することとしております。また、新アリーナ整備に合わせた周辺の整備として、バスケットボールのスリーバイスリーやスケートボード等が実施できるニュースポーツエリア、子どもが遊べる噴水や遊具を設置するキッズパークエリアの設置のほか、飲食店や売店等の導入についても、民間事業者による設置、運営を検討しております。現在も課題となっている駐車場につきましては、公園の北東側に376台分ありますが、これを500台程度まで拡大する計画となっております。

この基本計画案につきましては、市民アンケートや総合体育館を利用しているスポーツ団体などへのアンケートによる意見を反映したほか、旭川市スポーツ推進審議会からの御意見を踏まえながら取りまとめを行いました。なお、事業手法につきましては、同時期に実施しております花咲スポ

ーツ公園官民連携導入可能性調査による調査結果も踏まえ、総合的な判断を行い、官民連携手法による整備を行うこととしております。

次に、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査について御説明いたします。まずは、導入可能性調査において実施した事業者アンケート及びヒアリングの内容について御説明いたします。資料番号５－１、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査における事業者アンケート及びヒアリングの実施結果についてを御覧ください。この事業者アンケート及びヒアリングにつきましては、導入可能性調査の市場調査として、民間事業者の本事業に対する意見や要望、参入意欲を把握することを目的に実施したものであります。

事業者アンケートにつきましては、建設・不動産、維持管理、運営について、体育館やアリーナといった類似施設のＰＦＩ事業等について実績のある企業等に対し事業概要を示し、アンケート調査票を送付いたしました。協力を依頼した企業５２社のうち３４社から回答いただいております、このうち積極的な情報提供を希望する企業は１７社、どちらかといえば希望する企業が１０社となっております。本事業への参入については、約８割の企業が関心をお持ちいただいている結果となっております。事業方式についての事業者の回答は表のとおりですが、それぞれの事業方式の概要につきましては、資料の次のページに記載しておりますので、参考として後ほど御覧ください。

また、事業者ヒアリングにつきましては、事業参入に意欲のある事業者から分野ごとに選定し、計８社に対して実施いたしました。ヒアリングにおける主な意見としては、新アリーナの建設に当たっての建設費の高騰や人材不足の課題、地域性や立地による運営手法への意見、市民からの一定の使用料収入があれば民間施設としての整備、運営は可能といった意見がありました。

これらの市場調査を踏まえた調査結果につきまして御説明いたします。資料番号７－１、花咲スポーツ公園官民連携導入可能性調査の結果についてを御覧ください。右下のページ番号１、導入可能性調査の内容につきまして、旭川市ＰＦＩ活用指針に沿って御説明いたしますと、１、ＰＦＩ事業の内容と施設概要の検討により事業概要を整理した後、２、市場調査を行い、その結果も踏まえ、３、ＶＦＭを算出し、総合的な評価を行った後、４、ＰＦＩ導入の可能性を評価し、５、スケジュールの検討と課題の整理を行っております。ページ番号２、事業概要につきましては、先ほど御説明した花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の検討と併せて取りまとめを行っており、このページは新アリーナの概要となっております。ページ番号３につきましては、市場調査の結果であり、この事業について、民間参入の意向がある可能性を確認したところであります。ページ番号４は、整備手法についての経済比較を行うため、ＶＦＭの算定を行った結果となります。ＶＦＭは公共施設として整備、運営する際に、従来手法と比較するための数値であることから、他都市の事例を参考に、ＤＢＯ、ＢＴＯ、ＢＴコンセッションの各手法について算出し、いずれもプラスの結果となり、事業効果が出る事が確認できたところであります。ページ番号５は、市場調査及びＶＦＭの算定、民間施設として設置する手法では、別途、経済性の検討を行い、総合評価を取りまとめた表となっており、総合評価ではＢＴＯとＢＴコンセッションの評価が最も高く、次いで、ＤＢＯ、民設民営となっております。この総合評価において、いずれの官民連携手法も実施の可能性があることが確認できたことから、ページ番号６のとおり、官民連携手法での実施に進むこととしたところであります。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式選定の考え方について御説明いたします。資

料番号１０－１、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式選定の考え方についての右下のページ番号１を御覧ください。事業方式の選定に当たりましては、外部有識者の御意見を伺うため、事業者の選定を行う花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、事業方式についての御意見を伺ったところでございます。委員構成及び委員につきましては、下の表にお示ししたとおりでございます。

ページ番号２を御覧ください。官民連携導入可能性調査の市場調査により、民間事業者から応募の可能性のある各事業方式について、従来手法と比較を行い、それぞれの特徴をまとめたものでございます。アリーナの保有者が公共か民間かという点が大きな違いとなっております。

ページ番号３を御覧ください。官民連携導入可能性調査の結果を取りまとめた比較の表でございますが、アリーナを公共が保有する方式では、建設費と維持管理費を支出することとなり、財政支出が大きくなっております。また、アリーナを所有しない方式のうち、リース方式では、リース料に建設費の全部または一部が含まれる場合があること、民設民営であっても、完全な独立採算は難しいとの意見をいただいていることから、一定の財政支出は必要になるものと考えております。

ページ番号４を御覧ください。公募する事業方式につきましては、事業者が事業計画を立てる際の前提条件をそろえるため、公共が施設を保有する保有方式と、施設を保有しない非保有方式の２つに分類し、比較検討を行っております。比較の視点としましては、新アリーナが目指す新たな魅力の創出に向けて、１、プロフィットセンター機能の発揮と、２、事業者の経営の自由度、市の公共施設保有による財政面での視点として、３、将来的な市の財政に与える影響に区分しております。それぞれの比較につきましては、表のとおりであり、次のページで、それぞれの視点ごとに比較のまとめを行っております。

ページ番号５を御覧ください。視点１ではＢＴコンセッションと非保有方式が、多様なコンテンツや興行の誘致とそれに伴う施設への投資が行われやすく有利となりますが、非保有方式のほうが施設の価値、魅力を向上させる動機が継続的に働き、収益を確保する施設となりやすいものと考えております。視点２では、ＢＴコンセッションと非保有方式は、経営の自由度を確保でき、民間アイデアを生かすことができますが、ＢＴコンセッションでは、公共施設の位置づけから、より強い公共利用が求められることが想定され、契約内容にもよりますが、事業者が求める運営方針に一定の制約がかかる可能性が出てくるものと考えております。一方、非保有方式では、一定の公共利用が求められますが、自由度が高く、利用ニーズへ柔軟に対応できることでアリーナ運営のポテンシャルを生かすことができるものと考えております。視点３では、非保有方式は、公共施設としての保有量の増加を抑えることが可能であることから、将来的な財政負担を抑えることができるものと考えております。

ページ番号６を御覧ください。比較のまとめとなりますが、これまでになかったスポーツや多様なコンテンツによる様々な魅力の提供と、そのサービスを享受する市民にとっての利益につながり、本市の魅力向上や地域経済への波及も期待でき、また、公共施設の保有量増加の抑制につながるなど、将来的な財政負担を軽減できることから、非保有方式のほうが優位性があるとしたところでございます。一方で、非保有方式特有のリスクとして、民間事業者の事業破綻のリスク等があることから、そのリスクを管理する仕組みを設定することが必要であると考えております。これらの比較を踏まえ、選定委員会からは、事業方式の比較については了承し、総合的な評価により、非保有方

式で進めることは妥当、ただし、非保有方式における提案がなかった場合や提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることも含めて検討することとの御意見をいただいたところでございます。さらに今後の事業募集や事業開始後の各場面において、民間事業者の事業破綻リスクへの対応と、市民利用が過度に制約されない運営の対策が求められたところでございます。

市としましては、これらの意見を踏まえ、公募する事業方式を決定したところでございます。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に関わる取組と今後についてであります。資料番号 11-1、花咲スポーツ公園再整備事業についてを御覧ください。こちらは常任委員会の報告時点までにおける取組を時系列で整理したものとなっており、本日御覧いただいている資料と同様の資料となりますので、その説明は割愛させていただきます。

次に、花咲スポーツ公園再整備計画中間取りまとめ案に対する意見提出の実施について御説明いたします。資料番号 12-1、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめ（案）の右下のページ番号 2 を御覧ください。花咲スポーツ公園の再整備につきましては、令和 5 年度に策定した再整備基本構想に基づき、令和 6 年度に花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画を策定し、総合体育館のほか、公園の北西側にある相撲場や馬場、駐車場、メインアプローチ等について、再整備の方針を定めたところであります。令和 7 年度におきましては、令和 8 年度の再整備基本計画の策定に向けて、再整備基本構想において機能見直しが必要とされた既存施設のうち、新アリーナ等基本計画で検討を行わなかったスケート場及びプールについて見直しを行っておりますが、その見直しが市民利用に影響があることから、中間の取りまとめとして、意見提出手続を実施いたしました。スケート場及びプールの現状整理や見直しの検討内容につきましては、後ほど資料を御覧ください。

ページを少し飛びまして、ページ番号 11 を御覧ください。スケート場につきましては、冬季の気温が上昇し、スケートリンクの安定した運営が難しくなっている中、現在の利用状況を勘案すると、新たな設備投資や維持管理費の増加につながるパイピングシステムの導入は、市の財政状況を勘案すると難しく、廃止したいと考えておりました。ただし、スケートにつきましては、冬季間のスポーツ実施率の向上や冬季スポーツの普及の一端を担うものであり、その実施環境の確保に向けては、検討を続けてまいります。

ページ番号 13 を御覧ください。プールにつきましては、現在、幼児用、25メートル、50メートルの 3 つのプール槽がありますが、過年度に実施した改修に向けた調査検討結果から、プール槽やプールまわりの老朽化が進行しており、機械設備等の大規模改修も必要になってきている状況でございます。ページ番号 16 を御覧ください。屋外プールの改修の方向性ですが、現在の利用状況や維持管理費等の収支のバランス、新アリーナ周辺設備の役割分担などから、幼児用と 25メートルを廃止し、50メートルのプール槽を改修することで、施設の集約化を図ってまいりたいと考えております。50メートルプールは、市内唯一であることから、このプール槽を生かし、一部を 25メートルプールへ改修する。また、新アリーナ周辺整備において、水遊びもできるキッズパークを想定しており、幼児用プール機能の代替とする考えをしております。なお、プールの改修につきましては、新アリーナ及びその周辺設備が終了した後と想定しておりますことから、50メートルプールの改修内容については、改めて検討を行ってまいります。この中間取りまとめ（案）に対する意見提出手続につきましては、令和 7 年 10 月 15 日から 11 月 14 日までの期間で実施して

おります。

続きまして、花咲スポーツ公園再整備事業に係る事業方式の決定について御説明いたします。本件に関わる資料はございませんが、花咲スポーツ公園再整備事業に関わる事業方式につきましては、昨年7月の経済建設常任委員会において、花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会からの意見として、先ほど御説明いたしましたとおり、事業方式の比較については了承し、総合的な評価により、非保有方式で進めることは妥当、ただし、非保有方式における提案がなかった場合や、一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることも含めて検討することとの御意見をいただいたことを報告いたしております。その後、同年8月の常任委員会において、花咲スポーツ公園再整備事業について質疑をいただき、これらを踏まえ、関係部長及び3副市長へ説明を行った後、市長に非保有方式によって、事業者の公募を行うことを説明し、了承を得た上で決定したところで

す。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項（案）等の公表及び個別対話の実施について御説明いたします。資料番号13-1、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項（案）等の公表についての右下のページ番号1を御覧ください。花咲スポーツ公園再整備事業に係る新アリーナ整備の事業者募集に向けて、令和7年10月24日に募集要項案等を公表しております。その目的といたしましては、本事業に関心のある事業者と個別対話を行うことで、その後の事業者の参加を促し、本市と事業者が同じ認識に立った事業提案をいただくこととしております。この個別対話におきましては、3者から対話の申込みがあり、令和7年11月17日及び19日にかけて対話を行っており、同年11月26日に市のホームページにおいて、その概要を公表しております。

ページ番号2を御覧ください。今回公表した募集要項案等につきましては、3部構成としており、1の募集要項案では、本事業の目的や基本的な考え方を示し、公募の手续等を定めております。また、事業実施において求める要求水準を取りまとめた要求水準書案は、2の新アリーナ等と、3の既存公園施設等とに分けて整理しております。なお、ここに示している内容や募集要項案等につきましては、事業者との個別対話の結果や、その後に開催する花咲スポーツ公園再整備事業、事業者選定委員会からの意見を踏まえ修正し、募集要項等として策定することとしておりました。

ページ番号3を御覧ください。今回の事業者の募集に当たっては、新アリーナ整備事業等の提案を必須とし、あわせて、収益施設や多目的運動ゾーンの整備、既存公園施設の管理について、任意の提案を受け付けることも可能としております。

ページ番号4を御覧ください。こちらは、事業提案対象施設と事業提案内容を本編から抜粋したものとなっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

ページ番号5を御覧ください。募集要項案に示した事項であります。最後の参加資格等におきまして、地域経済等への配慮に関する事項を定めており、建設費用に関しては、金額が大きくなることから、建設分野を担う担当事業者には、市内に本店を有する事業者を1者以上含むこと。そのほか、市内に本店を有する法人をなるべく多く含むこと。市内の人材の雇用等も求めることとしておりました。

ページ番号6を御覧ください。本事業におけるリスク分担や事業者のリスクへの対応として、実施状況のモニタリングや事業破綻時の措置についても記載しております。

ページ番号7を御覧ください。事業者募集に当たってのスケジュール等となっております。事業者の

募集開始は令和8年1月としており、その後、2回の審査を経て、優先交渉権者を決定した後、基本協定締結に向けた協議や必要に応じて関係条例等の制定または改定について調整を行い、これらの協議、調整が整った後に、事業者との基本協定を締結することとしておりました。

ページ番号8を御覧ください。新アリーナ等の要求水準書の内容となりますが、新アリーナ活用事業として、市民の日常的個人利用、スポーツ大会を目的とした施設利用、市の事業のほかコンベンション利用の3つの視点において、市が求める公共利用を整理し、そのための日数や時間として確保する時間枠への対価、または新アリーナのうち公共的利用エリアを設定し、市が借り受けるリース料を負担する手法などを想定しております。

ページ番号9は新アリーナ等と併せて提案を求める内容や整備範囲を示しております。

ページ番号10は既存公園施設等の要求水準書の内容であり、現在の指定管理と同等の管理水準を求めることとしております。

続きまして、花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめにつきまして御説明いたします。

花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめにつきましては、追加の取りまとめ案に対する意見提出手続きの結果と旭川市スポーツ推進審議会での議論を踏まえ、令和7年11月27日に決定いたしました。

意見提出手続きにつきましては、令和7年10月15日から11月14日までの期間で意見募集を行い、個人の方から53件の意見をいただいたところであります。寄せられた御意見の内容と意見に対する市の考え方は、資料番号14-1、「花咲スポーツ公園再整備基本計画中間とりまとめ（案）」に寄せられた御意見と旭川市の考え方に記載のとおりとなっており、中間とりまとめ案において、今回見直しをする施設としていたスケート場及び屋外プールについては、スケート場に関する御意見はなく、屋外プールについて、改修の内容や現在の運営に関する御意見がありました。また、花咲スポーツ公園再整備に当たっての新たな施設整備の御要望や新アリーナができることによる渋滞対策への不安、再整備基本計画や新アリーナ整備について反対との御意見をいただいたところであります。

中間取りまとめにつきましては、屋外プールへの御意見や、意見提出手続き期間中に25メートルプールがある市内民間施設の営業停止が公表されたこともあり、令和8年度の花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定に向けて、改めてプール施設の状況等を調査し、見直しの方向性を検討することといたしました。なお、令和7年11月25日に旭川市スポーツ推進審議会に意見提出手続きの結果と中間とりまとめ案からの修正案を示し、質疑応答を行った後、修正についての了承を得たことから、同年11月27日付けで決定をしております。

次に、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表について御説明申し上げます。資料番号15-1、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項等の公表についてのページ番号1を御覧ください。資料の中ほどになりますが、事業者との個別対話における質疑応答内容は12月26日に市のホームページで公表しており、主な内容については、資料のとおりとなっております。その後、12月及び1月に外部の有識者等から成る選定委員会を開催し、個別対話の結果も踏まえ、募集要項等について意見交換を実施し、同意を得たところです。

ページ番号2を御覧ください。募集要項等の主な変更点についてですが、大きく3点挙げております。1点目につきましては事業期間について、2点目につきましては提案上限額について、3点

目につきましては文章表現や文言の整理となっております。

ページ番号3を御覧ください。事業期間の設定であります。募集要項案では工事着手から30年間を想定するとしておりますが、個別対話により事業者から建設する新アリーナは、30年以後も利用可能であると想定され、より長い事業期間が適切と考えますとの意見があったところでございます。この意見を踏まえ、市の公共施設等総合管理計画においては、公共施設を65年間利用することを目指していること。非保有方式による事業実施では、施設を保有しないことにより、大規模改修費などといった、将来的な費用の発生を抑えることも有利な点としており、より長期の運営とすることで、市の財政的な費用は少なくなる可能性があること。長期の事業期間の提案が可能となれば、事業者の事業計画策定の自由度が高まることが想定され、よりよい提案となる可能性があることと考えておりました。

一方、事業期間が長期になることで、事業破綻リスクが高まることも危惧されましたが、事業期間中にモニタリングによる確認や、10年ごとの更新時にも事業の経営状況の確認を行うこととしており、施設の有効利用及び市の負担軽減、事業者の提案自由度の向上の観点から、事業期間については、新アリーナの供用開始日から30年以上65年以下の範囲で事業期間を提案するに変更したところであります。

ページ番号4を御覧ください。提案上限額の設定の考え方についてですが、新アリーナ事業の事業者募集に当たり、新アリーナ活用事業の内容とその対価として、市が1年間に支払う上限額を示すことで、応募しようとする事業者の適正な事業計画策定につながるとしておりました。この提案上限額設定の条件の1つ目として、官民連携手法のうち、保有方式で最も有利と想定される事業方式を採用した場合の事業費を超えない範囲にあることといたしました。また、条件の2つ目として、非保有方式で利用を想定している場所、時間に相当する1年当たりの費用を超えない範囲にあることとしたところであります。

ページ番号5を御覧ください。ここでは、2つ目の条件の算定に必要な市が使用する日数を設定しており、3つの利用に整理しております。1つ目が市民の日常的個人利用で、スポーツ実施率の向上や学校部活動の地域移行を踏まえ、現総合体育館の利用状況を参考に、年間140日といたしました。2つ目がスポーツ大会を目的とした施設利用で、これまで希望する日時や場所で開催できない大会があったことから、アンケートやヒアリングを行い、東光スポーツ公園複合体育施設が完成した場合でも、希望どおりの開催ができない大会日数を不足分60日を想定いたしました。3つ目が市の事業のほか、コンベンション利用で、現在実施しているスポーツ推進事業や新アリーナができることによる新たな利用も鑑み、20日の確保を想定し、これらを合わせて、新アリーナ活用事業の日数を年間220日と設定し、提案上限額の算定を行ったところであります。なお、大会の開催や市の事業は年度によって変動がありますことから、実際の使用日数は220日の範囲内で、毎年度協議することといたしました。

ページ番号6を御覧ください。こちらは、実際に金額を当てはめて市の負担額を試算したもので、1は保有方式において最も有利となるDBO方式で算定した結果で、年間4億9千900万円となっております。また、2の非保有方式については、建設費や維持管理費、大規模改修費、事業者が市へ支払う固定資産税等、公園使用料などを想定し、これらを合計した結果、約8億4千万円と試算したところであります。

ページ番号7を御覧ください。この合計金額8億4千万円に、新アリーナ等基本計画に示した建物の延べ床面積約1万4千平方メートルに対するプロスポーツなどでのみ必要となる居室等除く延べ床面積約1万1千600平方メートルの割合と、アリーナの稼働見込み日数351日に対するアリーナ活用事業に必要とする最大日数220日の割合を連乗しますと、約4億3千800万円となったところであります。この金額は、前のページに示したDBO方式の金額、4億9千900万円よりも低いことから、この金額を提案上限額とすることとしたところであります。なお、この金額は事業者を選定する際の提案上限額であり、実際の市の負担額は、提案があった金額を基に、大会開催等の状況を踏まえ、毎年度、事業者と協議を行うこととしておりました。

ページ番号8を御覧ください。こちらは募集要項等の公表時点でのスケジュールでありますので、参考までに御覧いただければと思います。

次に、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項の変更について御説明いたします。資料番号16-1、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項の変更についてを御覧ください。（仮称）旭川新アリーナ等整備事業募集要項等につきましては、令和8年1月27日に公表し、2月10日に事業者説明会、2月13日までに質問事項の受付を行っておりました。この質問受付期間において、事業者から資格審査申請に当たり、各業務を行う構成企業の書類確認等に時間を要するため、締切り期日を延長願いたいとの申出があったところであります。本事業の資格審査申請期間については、既に募集要項案を昨年10月24日に公表し、個別対話も実施しており、募集に当たって十分な準備期間を設定していると認識しておりましたが、2月10日に実施した説明会には、個別対話に参加していない事業者も参加しており、正式な募集要項の公表をもってグループの組成に動き出した事業者もいたものと推測されたことから、本事業についてより多くの事業者から事業者の提案の機会を確保するため、令和8年2月27日としていた資格審査申請の締切り期限を約1か月延長し、4月3日とすることとし、その後のスケジュールについても変更したところであります。なお、基本協定の締結時期については、当初予定した9月から変更はいたしていません。

次に、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業について、その募集状況等について説明いたします。資料番号17-1、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業の応募状況についてを御覧ください。さきに御説明いたしましたとおり、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業については、本年1月27日に募集要項等を公表し、その後の募集要項等に対する質問において、参加資格確認申請の受付期間の延長についての依頼があったことから、2月24日に募集要項等の修正版を公表し、受付期間を3月2日から4月3日までとしたところでございますが、既に御承知のとおり、この期間内に申請がなかったところであります。このことから、事業者募集については一旦中断し、申請がなかったことの原因を確認し、今後の対応について検討するため、本事業に関心のあった事業者へのアンケート及びヒアリング調査を実施いたしました。

次に、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業の応募結果に係る調査状況につきまして御説明いたします。こちらの資料は特にございませぬ。（仮称）旭川新アリーナ等整備事業については、応募がなかったことから、その原因を確認するため、本事業に関心のあった事業者へのアンケート及びヒアリング調査を実施いたしました。調査方法といたしましては、アンケートへの回答のほか、同意をいただいた複数の事業者に対して、面談によるヒアリングを行ったところであります。このヒアリングに当たっては、より丁寧な調査を実施することが必要であるとの観点から、応募に際し、グ

グループでの応募を想定していた事業者については、代表者のみではなく、グループを構成していた個々の事業者に対しても、それぞれが担う役割に応じて、さらに踏み込んだ聞き取りを行うことが必要であると考え、面談を実施したところであります。

最後になりますが、仮称旭川新アリーナ等整備事業事業者募集に係る調査結果につきまして御説明申し上げます。資料番号19-1、（仮称）旭川新アリーナ等整備事業事業者募集に係る調査結果についてを御覧ください。

ページ番号1を御覧ください。募集要項（案）等の公表以降の動きを時系列に並べておりますが、その下段に記載しておりますとおり、4月3日の締切りまでに参加資格確認申請がなかったことを踏まえ、原因の調査に着手し、4月8日から17日までの間でアンケート調査を4月21日から5月27日までの間でヒアリング調査をそれぞれ実施いたしました。

ページ番号2を御覧ください。アンケート調査につきましては、2月10日に開催した募集要項等説明会へ参加された9事業者にアンケート調査票を送付し、5事業者から回答をいただいております。調査票は3項目についての自由記載としており、まず、事業条件については、非保有方式における長期リスクの予測困難さやグループ組成に当たっての時間不足、構成企業の要件についての課題が挙げられました。次に、採算性やリスクについては、建設費高騰に伴う収支見通しの厳しさやリスクが事業者負担に偏っている点に懸念が示されました。最後に、参加意欲を高める手法として、運営と施設整備を分離した方式での事業スキーム、リスクの官民分担、周辺エリア一帯の開発提案、補助金支援の検討などが求められます。

ページ番号3を御覧ください。ヒアリング調査につきましては、アンケート調査に御回答いただいた事業者のうち、詳細に意見を伺う必要があった5者、この中には、グループでの応募を検討していた事業者の構成企業も含めておりますが、それぞれ個別に対面によりヒアリングを実施いたしました。まず、非保有方式は困難とする事業者からは、リスクの大きさから参入を断念したが、公設民営方式であれば検討の余地があるとの意見をいただいております。一方、非保有方式は可能とする事業者からは、建設費の高騰や収支計画等の不確定要素により、期限内での大手ゼネコンの確保が困難であったとの話を受けたところであります。また、建設企業の参画には時間を要するため、優先交渉権者選定後に構成企業を決定できる仕組みを求める声もいただいております。

ページ番号4を御覧ください。調査の取りまとめになりますが、非保有方式での事業者募集に応募がなかった原因については、事業スキームに対する市と事業者との考えに乖離があったものと整理しております。市としては、体育館の建て替え等の類似事例において、広く実施されているPFI手法における事業者募集の手続を参考としたところであり、また、建築計画がない状態では、事業収支計画は立てられないとの認識であったことから、事業提案を検討している事業者グループには、建設等に関わる企業の参加は当然あるものと考えておりました。一方、非保有方式での提案を考えていた事業者は、当初からの建設企業の参加を想定しておらず、募集の手続を開始してから、大手ゼネコン等の参画に向けて動き出したものの、結果として参画が得られず、募集要件を満たすことができなかったものであります。今回の募集要項は、市の考えと事業者が想定した事業スキームとの乖離が大きく、募集要項の一部見直しでは対応できないため、当該募集要項による事業者募集は中止すべきものと判断いたしました。なお、今後の新アリーナの方向性につきましては、非保有方式での事業者募集の可能性も模索しつつ、保有方式で進めることも含めた調査検討を行い、今

年度中に取りまとめを目指してまいりたいと考えております。

ページ番号5を御覧ください。今年度のスケジュールになりますが、こちらは常任委員会の報告時点でのスケジュールとなりますので、参考までに御覧いただければと思います。

以上が、花咲スポーツ公園並びに新アリーナに関わるこれまでの経過についての説明となります。

続きまして、東光スポーツ公園に関わるこれまでの経過について御説明申し上げます。

初めに、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の改定案に対する意見提出手続の実施につきまして御説明いたします。資料番号8-1、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の見直しについての右下のページ番号1を御覧ください。花咲スポーツ公園の総合体育館の建て替えによる新アリーナ等基本計画を策定する中で、東光の複合体育施設は総合体育館が存続することを前提とした計画であったため、新アリーナとの役割分担を整理するとともに、新たに取組が必要となった市の施策も反映し、計画の見直しを行ったところであります。

ページ番号2を御覧ください。見直しの内容についてですが、観客席の削減や体育館と小体育館の一体整備による面積減などを行っております。なお、その他の見直しにつきましては、後ほど資料を御覧ください。

ページ番号3を御覧ください。基本計画の改定案に対する意見提出手続に関しましては、令和7年5月15日から6月16日までの期間で実施し、お寄せいただいた意見を踏まえ、基本計画の改定を行っております。

次に、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）の改定につきまして御説明いたします。資料番号9-1、「東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）改定案」に寄せられた御意見と旭川市の考え方を御覧ください。

東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画につきましては、さきに実施した意見提出手続の結果と、旭川市スポーツ推進審議会の審議を踏まえ、令和7年10月10日に改定を行っております。1ページ目に記載してありますとおり、改定案に対しましては、個人の方から5件の意見をいただいたところであります。お寄せいただいた御意見の内容と意見に対する市の考え方は、お手元の資料に記載のとおりとなっており、主な御意見としては、観客席数や子ども向け施設に関する具体的な要望、プール及びアリーナの整備に関する意見等をいただいておりますが、複合体育施設の整備への反対意見はなかったところでございます。また、令和7年7月1日に旭川市スポーツ推進審議会へ意見提出手続の結果と改定案を示し、質疑応答を行った後、基本計画改定案についての御了承を得ましたので、資料番号9-2、東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）改定版にありますとおり、7月10日付で基本計画の改定を行ったところであります。

次に、東光スポーツ公園複合体育施設の設計概要等につきまして御説明いたします。資料番号18-1、東光スポーツ公園複合体育施設の設計概要等についてを御覧ください。東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、令和7年度に基本計画を見直し、建設に向けた設計作業に着手してまいりました。当初の基本計画では、体育館と小体育館を渡り廊下によりつなぐ配置となっておりましたが、基本計画の見直しに際していただいたスポーツ団体等からの御意見を踏まえ、より大会等の運営が行いやすくなるよう、一つの建物内に、メインアリーナ、サブアリーナを配置する内容としております。メインアリーナの面積は約2千860平方メートル、バスケットボールコート3面が確保できる広さに、サブアリーナは約1千110平方メートル、バスケットボールコート1面

が確保できる広さとなっております。また、観客席については、メインアリーナは固定席約2千席、サブアリーナは固定席約200席とし、2階部分でも、メインアリーナ、サブアリーナ間の移動が可能な設計としております。

今後の想定スケジュールとしましては、令和9年度から建設工事を開始し、令和12年度中の工事完了、令和13年度中に供用開始を予定しており、概算工事費は約125億円となっておりますが、昨今の社会経済情勢の影響を受ける可能性がありますことから、引き続き、情報収集に努め、庁内での情報共有を図るとともに、適宜、御報告を行いながら、今後の着実な事業実施を目指してまいります。

東光スポーツ公園に関わるこれまでの経過についての説明は以上となります。

以上が、花咲スポーツ公園及び新アリーナ並びに東光スポーツ公園に関わるこれまでの経済建設常任委員会における報告の経過と主な内容となります。

よろしくお願いいたします。

○中村のりゆき委員長 ただいま理事者から説明を受けたわけですが、本日の場合、説明を受けたまでにとどめ、御発言につきましては、後日とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中村のりゆき委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、資料要求についてであります。ここで、委員各位から特に資料の要求がございましたらお受けしたいと思います。

○上野委員 新アリーナにおける使用料の提案上限額に係る収支比較ができるものを用意していただければと思います。

○高橋紀博委員 観光スポーツ・シティプロモーション部のほうに、旭川市人口ビジョンにおける人口推計について、限りなく未来までの範囲で分かるものを用意願いたいと思います。あわせて、行財政改革部のほうに、健全化判断比率の見通しについて、こちらも限りなく未来までの財政状況を示せるものを用意していただきたいと思います。

○能登谷委員 花咲新アリーナ関係で5本お願いしたいと思います。1つ目は、官民連携で行うと判断したときの市の決裁。2つ目、非保有で行うと判断した市の決裁。3つ目、今年4月3日応募者なしの後に、市が行ったアンケート調査と聞き取り調査の内容が分かるもの。4つ目、募集要項案に対する個別対話の時期と内容が分かるもの。5つ目、まちのミライ社などの応募予定者が作成した、非保有方式やリース方式の提案資料を市として当該事業者や受け取った事業者から入手し、資料として提出していただきたい。この5本、お願いします。

○中野委員 それでは、私のほうからも資料要求させていただきたいと思います。2件ございます。

1件目は、花咲スポーツ公園再整備に関わって、昨年1月にPFI導入検討会議、庁内会議だというふうに思っておりますが、その内容、議事録ですか、そういった内容が分かるものを可能な限り詳細なものを資料としていただきたいと思います。そしてもう一つは、花咲スポーツ公園再整備に関わって各種事業がこれまでの間行われてきました。例えば、令和5年度には、花咲スポーツ公園再整備基本計画が策定され、その後、新アリーナ等基本計画が策定されるなど、各種計画の策定を市として行ってきました。令和5年度から、この令和8年度予算における各種事業の事業費、ま

た、可能な範囲で財源の内訳、そういったものも示していただきたいと思います。

そして、ちょっと追加でお願いできればと思いますが、ただいまの説明の中で、資料番号15-1、花咲スポーツ公園再整備事業に係る募集要項の公表について説明がございました。他都市の事例についても触れられておりました。類似施設、フラット八戸、このことだというふうに思っておりますが、参考にしながら事業を推進してきたということだというふうに思います。その内容について、市としても、詳細を押さえながら、この間事業を進めてきたというふうに思いますので、そのフラット八戸に係る事業の検討経過、事業スキーム、施設の概要だとか規模だとか、そして開業されているのが2020年4月でありますので、もう既に複数年たっているということでもありますので、開業後の状況についても一定程度押さえているというふうに思いますので、市として参考にした事例として、可能な範囲で資料を求めたいというふうに思います。また、恐らくこの1事例だけではないというふうに思いますので、もしも他都市の類似施設で、参考にしている事例があるのであれば、この10年間ぐらいの中で整備を終了しているような、他都市の事例についても、併せて可能な範囲でお願いをしたいと思います。以上です。

○中村のりゆき委員長 他にございますか。

○能登谷委員 加えて、今、中野委員からの要求がありましたものにかぶせて申し訳ないんですが、フラット八戸の場合の債務負担行為、年限もその中で表現してもらえればありがたいと思います。

○中村のりゆき委員長 他に御発言ありますか。

(「はい」の声あり)

○中村のりゆき委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時45分

○中村のりゆき委員長 それでは、再開いたします。

私の立場から時間を要したことについてはおわびを申し上げたいと思います。

ここで、御要求のありました資料の提出の可否と時期につきまして、理事者から発言を求めるといたします。

○松本観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ施設整備担当部長 資料の確認に時間を要して、貴重な委員会の時間を頂戴いたしましたことを改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

早速でありますけれども、上野委員から御要求のありました新アリーナにおける使用料の提案上限額

に係る収支比較が分かるもの及び高橋紀博委員から御要求のありました旭川市人口ビジョン（改訂版）における人口推計が分かるものは、限りなく長期にという御指摘でございましたけども、これらの資料につきましては、次の委員会開会時までには提出させていただきます。

次に、能登谷委員から御要求のありました官民連携で行うと判断した市の決裁、非保有で行うと判断した市の決裁、応募なしの後に市が調査したアンケート調査と聞き取り調査の内容が分かるもの、4点目といたしまして、募集要項案に対する個別対話の時期と内容が分かるもの、以上4点につきましては、次回の本委員会開会時までには提出させていただきます。なお、5点目といたしまし

て、まちのミライ社などが作成した事業方式に係る提出資料につきましては、本市が保有する資料でないため、提出できないことを御理解願います。

次に、中野委員から御要求のありました花咲スポーツ公園再整備費の財源内訳及び事業経過が分かるもの及び花咲新アリーナ事業方式の決定に当たって参考としたフラット八戸の概要、開業後の状況、その他、参考とした他都市の事例等が分かるもの、これに追加といたしまして、能登谷委員からお話のありましたフラット八戸の債務負担期間が分かるものにつきましては、次の本委員会開会時まで提出させていただきますが、能登谷委員から債務負担の記載をしていただきたいというお話がありましたが、提出予定という資料の中に行政支援の役割という項目がありまして、使用料を30年支払うという記載がありますことから、この記載をもって御理解いただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○三宮行財政改革部長 高橋紀博委員から御要求のございました健全化判断比率の見通しが分かるものに関する資料及び中野委員から御要求のございました花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議の議事要旨が分かるものに関する資料につきましては、次回の本委員会の開催時まで提出をさせていただきます。

○中村のりゆき委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、委員会の資料とすることによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中村のりゆき委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。また、理事者から提出できない資料がある旨の発言がありましたが、そのように扱わせていただきたいと思いますので御了承願います。

○能登谷委員 2つ。一つは、債務負担行為の設定についてはですね、使用料期間30年の記載があるということをもって類推できますので、それについては了解したいと思います。もう一つ、できないと言っていたまちのミライ社などの応募予定者の資料ですね。これはちょっと納得がいきません。なぜかという市が保有していないので提出できないという趣旨なんですけど、しかし、市は応募予定者があると直前まで期待していました。3月24日の総括質疑でも市長が、応募者があると期待をしていると答弁していましたのでその裏づけになっていると思うんですね。その予定者が検討していた内容、これを検証することなしにですね、新アリーナになぜ提案がなかったのか、どこに問題があったのかを調査することはできないと考えます。応募構成や資金調達、事業確定後、コンソーシアム及びSPC構想に向けた役割分担、想定プロジェクトのフェーズ、スケジュールなど、このコンソーシアムを組成するに当たって使用した資料が一部出回っているということも聞いています。また、先ほど報告があった市の調査、令和8年6月11日の調査結果について、概要報告ありましたよね。その中で見ても、報告あった中でも、非保有方式が困難とする事業者は非保有方式では事業者側のリスクが大きく、断念せざるを得なかったと書かれています。それから、非保有方式が可能とする事業者、施設整備計画や収支計画等の確定要素が少ないことなどで判断が得られなかったということが書かれていますよね。そうすると、これらの方々は何を基に判断したのかということになりますよね。企画書や提案書がなければコンソーシアムを組成することもできないということはどう見ても分かるわけですから、それらの資料が当然存在しているということを、市も薄々感じながら、これ、調査していると思うんですよ。何に基づいて、これ、皆さん方が調査に行

ったときに答えてくれているのか、その資料をもらえばいいんですよ。ぜひ入手していただいて、提出していただき、市の責任を果たしていただきたいと思います。

○中村のりゆき委員長 能登谷委員に申し上げたいと思うんですが、先ほどスポーツ施設整備担当部長のほうからは、市のほうで保有している資料ではないので提出は難しいという、提出できないというお話がありました。で、本調査特別委員会におきましては、例えば地方自治法第100条における調査権を持った委員会とは違ってですね、その資料を提出させるべく求めることはできないというふうに私自身は認識しておりますので、市自体が提出が難しいという、そういう答弁がありましたので、その点については、私自身は提出は難しいというふうな判断をするところでございます。

○能登谷委員 それでは委員長に申し上げますが、確かに地方自治法第98条や100条の権限がないことは私も承知しています。しかし、先ほど言ったように一番大事なところですのでね、その資料提出がないのであれば、理事者からじゃなくて議会として提出願うということもあり得ると思います。それは権限がなくてもですね、通常の常任委員会でも、いろいろ民間の事業者とかいろんなところにおいて資料を出してもらうこともあるし、または意見交換として来てもらってお話を聞くということもありますから、権限がなくても。だとすれば、いろいろな形でね、協力していただくことが可能だと思いますので、そうであればこの件は保留していただいて、代表者会議などで取り計らっていただければ幸いです。

○中村のりゆき委員長 この件につきましては、代表者会議で協議をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会は以上で終わりたいと思います。

なお、次回の委員会開催日につきましては、追って御連絡いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議はこれで散会いたします。

散会 午後2時52分